

島根県報

令和3年11月24日(水)

第 263 号

(毎週火・金曜日発行) https://www.pref.shimane.lg.jp/

(農 畜 産 課)

3

月 次

【規 則】

家畜人工授精師養成講習会規程の一部改正

島根県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (総 務 課) 2 家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則 (農 畜 産 課) 2 【告 示】

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 3

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 (中 小 企 業 課) 3 更の届出 (5件)

【訓令】

島根県職員の職務発明等に関する規程の一部改正 (管 財 課) 14

【公告】

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 14

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体 15 政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体 15 政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体 16

公布された条例等のあらまし

◇島根県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第148号)

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る規定及び様式の整備(第9条・様式第1号―様式第5号関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則 (規則第149号)

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備(様式第1号・様式第3号・様式第8号関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第148号

島根県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年島根県規則第82号)の一部を次のように改正する。 第9条中「押印するとともに、」を削る。

様式第1号から様式第5号までの様式中「⑩」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第149号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則(昭和63年島根県規則第79号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「⑩」を削る。

様式第8号中「⑩」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3から5までを2から4までとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の家畜改良増殖法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告示

島根県告示第691号

家畜人工授精師養成講習会規程(昭和62年島根県告示第500号)の一部を次のように改正する。

令和3年11月24日

島根県知事 丸 山 達 也

様式第1号及び様式第2号中「⑩」を削る。

様式第4号中「 $\widehat{\mathbf{u}}$ 」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

附 則

この告示は、令和3年11月24日から施行する。

島根県告示第692号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年11月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町山下908から911まで、1054-1から1054-5まで、1147、1342、1344-1から1344-3まで、1346-1から1346-6まで、1505

- 2 指定の目的
 - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第693号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年11月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町227番地1外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備考
(株)イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(株) スイートガーデン	兵庫県神戸市西区高塚台五丁目4番地1	富川 俊昭	
エステールホールディングス	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史	
(株)			
(株) ニッタ	島根県浜田市新町11番地3	木東地 実	令和3年2月1日
			退店
(株) ビーユー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号	水江 充	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63番地	島 秀佳	令和3年8月29日
			退店
(株)ソリッド	広島県広島市安佐南区高取南二丁目20番26	平野 一貴	
	号		
(株) タツミヤ	東京都八王子市曉町一丁目32番13号	指田 努	
(株) ハニーズホールディング	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地	江尻 義久	
ス	Ø 1		
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号	堀岡 洋行	
共同青果 (株)	島根県浜田市下府町327番地80	長谷川 等	
フジパンストアー (株)	愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地	高山 昭一	
藤久(株)	愛知県名古屋市名東区高社一丁目210番地	堤 智則	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
(株) クレイン	東京都港区南青山五丁目 6-26	新垣 純	
アイ・ティー・エックス (株)	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号	野島 廣司	
レックス (株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	藤久保 医人	

小売業者名	住 所	代表	表者名	備	考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西	泰明		
(株)不二家神戸	兵庫県神戸市西区高塚台五丁目4番地1	高田	裕幸	令和3年	4月1日
				名称及び	代表者変
				更	
エステールホールディングス	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山	雅史		
(株)					
(株) ビーユー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号	水江	充		
(株)ソリッド	広島県広島市安佐南区高取南二丁目20番26	平野	一貴		
	号				

(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田	努	
(株) ハニーズホールディング	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地	江尻	義久	
ス	<i>σ</i> 1			
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山	剛史	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号	堀岡	洋行	
共同青果 (株)	島根県浜田市下府町327番地80	長谷川	等	
フジパンストアー (株)	愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地	川端	賢二	令和3年7月16日
				代表者変更
藤久 (株)	愛知県名古屋市名東区高社一丁目210番地	中松	健一	令和3年7月2日
				代表者変更
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野	靖二	
(株)クレイン	東京都港区南青山五丁目 6 -26	新垣	純	
アイ・ティー・エックス (株)	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号	野尻	幸宏	令和3年5月1日
				代表者変更
レックス (株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	藤久伊	星 国人	
(株) 宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地のハ	宮脇	範次	令和3年9月23日
				入店
菅田 (株)	岡山県津山市川崎1902番地3	菅田	拓平	令和3年2月1日
				入店

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和3年11月10日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課(浜田市殿町1番地)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第694号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年11月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウン出雲 島根県出雲市大塚町620外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
フジパンストアー (株)	愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地	高山 昭一	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 壮一郎	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	
(有)ノース	島根県松江市東津田町1287番地8	北脇 明男	
エステールホールディングス	東京都港区虎ノ門四丁目 3-13	丸山 朝	
(株)			
マツオインターナショナル	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目20番10号	松尾 憲久	
(株)			
(株)コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	寺脇 栄一	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63番地	島 秀佳	
メガネの田中チェーン (株)	広島県広島市中区本通2番10号	ホール・ディ	
		ミアン・オマ	
		ワリ	
(株) BANKANわものや	埼玉県上尾市宮本町4番2号	形部 幸裕	令和3年3月31日
			退店
(株) バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2番17号	井元 憲生	
(有) ラ・ポム	島根県出雲市姫原町215番地5-1304	南 秀子	
(株) ヘンミ	香川県高松市丸亀町9番地1ステップ	逸見 俊輔	
(株) ファイブ・フォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60-7	上田 稔夫	
藤久 (株)	愛知県名古屋市名東区高社一丁目210番地	堤 智則	
(株) ハニーズホールディング	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地	江尻 義久	
ス	<i>の</i> 1		
ユーロプランニング (有)	島根県出雲市中野町783番地20	神田 実	
(株) やまもと	島根県出雲市大社町北荒木1138番地1	山本 成二	
(株) エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野口 実	
(株) ウォッチ・ビジネス・カ	広島県広島市西区商工センター二丁目3番	鍵本 優	
ンパニー	1号		
(株) 天翔	福岡県大野城市御笠川五丁目6番17号	平 茂美	

, <u> </u>				
(株)冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号	堀岡	洋行	
(株) ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	藤原	祐介	
(株) サンヨープレジャー	岡山県岡山市北区大内田715番地の4	高谷	昌宏	
(株) シュクレ	島根県出雲市今市北本町三丁目4番地9	岩田	理美	
(株) ビスク	福岡県福岡市中央区今泉一丁目16-20	豊村	政人	
(株) タオル美術館	東京都港区白金台三丁目19-1	越智	康行	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野	靖二	
(株) キャメル珈琲	東京都世田谷区代田二丁目31-8	尾田	信夫	
(株) ストライプインターナシ	岡山県岡山市北区幸町2-8	立花	隆央	
ョナル				
ゼビオ (株)	福島県郡山市朝日三丁目7番35号	加藤	智治	
(株) ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号	金治	伸隆	
(株) 大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3	堂田	尚子	
	番 5 号			
(株) ジーユー	山口県山口市佐山10717番地1	柚木	治	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木	輝久	
(株) ナルミヤ・インターナシ	東京都港区芝公園二丁目4-1	石井	稔晃	
ョナル				
(株) クレイン	東京都港区南青山五丁目 6-26	新垣	純	
(株) アートネイチャー	東京都渋谷区代々木三丁目40番地7号	五十崖	貳 祥剛	
(株) コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中	謙介	
(株)F・O・インターナショ	兵庫県神戸市中央区礒上通七丁目1番5号	小野	行由	
ナル				
(株) ムラサキスポーツ	東京都台東区上野七丁目14番5号	金山	元一	
(株) アダストリア	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号	福田	三千男	
(株) 藤芳	島根県出雲市大社町杵築北2613番地	藤江	宣敏	
(株) ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中	仁	
神門 佳代	島根県出雲市斐川町神氷1577-1		_	
(株) 赤ちゃん本舗	大阪府大阪市中央区南本町三丁目3番21号	佐藤	好潔	
(株)ヴィレッジヴァンガード	愛知県名古屋市名東区上社一丁目901番地	白川	篤典	
コーポレーション				
アイ・ティー・エックス (株)	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号	野島	廣司	
(株) ワンズテラス	東京都港区北青山三丁目5番10号	西川	信一	
(株) アルカスインターナショ	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	内山	誠一	
ナル				
(株) パルグループホールディ	大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号	井上	隆太	
ングス				
レックス (株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	藤久保	民 匡人	
(株) ファンケル	神奈川県横浜市中区山下町89番地1	島田	和幸	
(株) オンデーズ	東京都品川区東品川二丁目2番8号	田中	修治	
(株) バルコス	鳥取県倉吉市河北町1番地	山本	敬	_

小売業者名	住 所	代表者名	備考
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
フジパンストアー (株)	愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地	川端 賢二	令和3年7月16日
			代表者変更
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 壮一郎	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	
(有) ノース	島根県松江市東津田町1287番地8	北脇 明男	
エステールホールディングス	東京都港区虎ノ門四丁目3-13	丸山 朝	
(株)			
マツオインターナショナル	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目20番10号	松尾 憲久	
(株)			
(株) コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	三宅 英木	令和3年5月25日
			代表者変更
(株)今井書店	島根県松江市殿町63番地	船木 徹	令和3年7月1日
			代表者変更
メガネの田中チェーン (株)	広島県広島市中区本通2番10号	ホール・ディ	
		ミアン・オマ	
		ワリ	
(株) バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2番17号	井元 憲生	
(有) ラ・ポム	島根県出雲市姫原町215番地5-1304	南 秀子	
(株) ヘンミ	香川県高松市丸亀町9番地1ステップ	逸見 俊輔	
(株) ファイブ・フォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目13番12号	上田 稔夫	令和2年12月14日
			住所変更
藤久 (株)	愛知県名古屋市名東区高社一丁目210番地	中松 健一	令和3年7月2日
			代表者変更
(株) ハニーズホールディング	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地	江尻 義久	
ス	Ø 1		
ユーロプランニング (有)	島根県出雲市中野町783番地20	神田 実	
(株) やまもと	島根県出雲市大社町北荒木1138番地1	山本 成二	
(株) エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野口 実	
(株) ウォッチ・ビジネス・カ	広島県広島市西区商工センター二丁目3番	鍵本 優	
ンパニー	1号		
(株) 天翔	福岡県大野城市御笠川五丁目6番17号	平 茂美	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号	堀岡 洋行	
(株) ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	藤原 祐介	
(株) サンヨープレジャー	岡山県岡山市北区大内田715番地の4	高谷 昌宏	
(株) シュクレ	島根県出雲市高岡町15番地1-8207号	岩田 理美	令和3年4月22日
			住所変更
(株)ビスク	福岡県福岡市中央区今泉一丁目16-20	豊村 政人	
(株)タオル美術館	東京都港区白金台三丁目19-1	越智 康行	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野 靖二	

(株) キャメル珈琲	東京都世田谷区代田二丁目31-8	尾田	信夫	<u> </u>
(株) ストライプインターナシ	岡山県岡山市北区幸町2-8	立花		
ョナル	NAME OF THE PROPERTY OF THE PR		王八	
ゼビオ (株)	福島県郡山市朝日三丁目7番35号	諸橋	左 良	令和3年6月1日
		田田川町	及民	代表者変更
(株) ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号	金治	伸隆	八衣有及文
(株) 大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3		尚子	
(VK) XA	番5号	土田	let 1	
(株) ジーユー	山口県山口市佐山10717番地1	柚木	<i></i>	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木		
	東京都港区芝公園二丁目4-1	石井		
	宋宋即伦区之公图— J 日 4 I	14 <i>T</i>	がいプロ	
ョナル ケルイン	事	立に上二	Vat.	
(株) クレイン (株) アートネイチャー	東京都港区南青山五丁目6-26	新垣		
	東京都渋谷区代々木三丁目40番地7号		詳令	
(株) コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中		
	兵庫県神戸市中央区礒上通七丁目1番5号	小野	行田	
ナル				
(株) ムラサキスポーツ	東京都台東区上野七丁目14番5号	金山		
(株) アダストリア	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号		三千男	
(株) 藤芳	島根県出雲市大社町杵築北2613番地	藤江		
(株) ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中	仁	
神門 佳代	島根県出雲市斐川町神氷1577-1		_	
(株)赤ちゃん本舗	大阪府大阪市中央区南本町三丁目3番21号	味志	謙司	令和3年3月1日
				代表者変更
(株) ヴィレッジヴァンガード	愛知県名古屋市名東区上社一丁目901番地	白川	篤典	
コーポレーション				
アイ・ティー・エックス (株)	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号	野尻	幸宏	令和3年5月1日
				代表者変更
(株) ライフスタイルイノベー	東京都中央区晴海一丁目8番10号	西川	信一	令和3年4月1日
ション				名称及び住所変更
(株) アルカスインターナショ	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	内山	誠一	
ナル				
(株) パルグループホールディ	大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号	井上	隆太	
ングス				
レックス (株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	藤久伊	民 匡人	
(株) ファンケル	神奈川県横浜市中区山下町89番地1	島田	和幸	
(株) オンデーズ	東京都品川区東品川二丁目2番8号	田中	修治	
(株) バルコス	鳥取県倉吉市河北町1番地	山本	敬	
(株) 一畑百貨店	島根県松江市朝日町661番地	川内	孝治	令和3年3月12日
				入店
<u></u>				<u> </u>

上記小売業者一覧表のとおり

- 2 届出年月日
 - 令和3年11月10日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
 - 出雲市経済環境部商工振興課(出雲市今市町70)
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先
 - 松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
 - (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第695号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年11月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめマート神西 島根県出雲市大島町24-1外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
 - (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

小売業者	住 所	代表	表者名	備考
(株)イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西	泰明	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根	壮一郎	
(株)山陰フジカラー	島根県松江市浜乃木二丁目5番1号	梅原	晋一	令和3年5月10日
				退店
(株) セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合	映治	

小売業者	住 所	代表者名	備考
(株)イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	

(有)坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根	壮一郎	
(株) セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合	映治	

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和3年11月10日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課(出雲市今市町70)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

- (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第696号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年11月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ1128番地112外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備考
(株)イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 剛史	
(株) ニッタ	島根県浜田市新町11番地3	木東地 実	令和3年2月1日
			退店

エステールホールディングス	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史	
(株)			
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努	
(株) ちづる	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目11番15	森 啓輔	
(株) ハニーズホールディング	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地	江尻 義久	
ス	<i>の</i> 1		
(株) ビーユー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号	水江 充	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	北原 久巳	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	
藤久 (株)	愛知県名古屋市名東区高社一丁目210番地	堤 智則	
(株) ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206番地5	飯塚 正	
(株) はるやまホールディング	岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号	治山 正史	
ス			
(株) イエローハット	東京都千代田区岩本町一丁目7番4号	堀江 康生	
(株) ユニクロ	山口県山口市大字佐山10717番地1	柳井 正	
(株) ヒマラヤ	岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号	後藤 達也	
(株) シード	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目7番13号	田原 基広	令和3年1月1日
			退店
レックス (株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	藤久保 匡人	

小売業者名	住 所	代	表者名	備考
(株)イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西	泰明	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山	剛史	
エステールホールディングス	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山	雅史	
(株)				
(株)タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田	努	
(株) ちづる	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目11番15	森	啓輔	
(株) ハニーズホールディング	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地	江尻	義久	
ス	<i>σ</i> 1			
(株) ビーユー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号	水江	充	
(株)フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林	秀雄	
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	坂下	和志	令和3年5月19日
				代表者変更
(株)大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野	靖二	
藤久 (株)	愛知県名古屋市名東区高社一丁目210番地	中松	健一	令和3年7月2日
				代表者変更
(株) ジュンテンドー	島根県益田市遠田町2179番地1	飯塚	正	令和3年4月20日
				住所変更
(株) はるやまホールディング	岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号	中村	宏明	令和3年6月29日
ス				代表者変更
(株) イエローハット	東京都千代田区岩本町一丁目7番4号	堀江	康生	

(株) ユニクロ	山口県山口市大字佐山10717番地1	柳井 正	
(株) ヒマラヤ	岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号	小林 裕作	令和3年4月13日
			代表者変更
レックス (株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	藤久保 匡人	
菅田 (株)	岡山県津山市川崎1902番地3	菅田 拓平	令和3年2月1日
			入店
(株) ネクサスエンタープライ	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目7番13号	原本 一正	令和3年1月1日
ズ			入店

上記小売業一覧表のとおり

2 届出年月日

令和3年11月10日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター(益田市駅前町17-1)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第697号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年11月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン江津 島根県江津市嘉久志町2306番地30

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社江津グリーンモール 代表取締役 飯田 良則 島根県江津市嘉久志町2306番地30
- (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) フジパンストアー株式会社 代表取締役 高山 昭一 (変更後) フジパンストアー株式会社 代表取締役 川端 賢二

(4) 変更の年月日

令和3年7月16日

2 届出年月日

令和3年11月10日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

江津市商工観光課(江津市江津町1525番地)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

- (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県訓令第16号

本 庁

地方機関

島根県職員の職務発明等に関する規程(平成16年島根県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

令和3年11月24日

島根県知事 丸 山 達 也

様式第1号から様式第3号までの様式中「⑩」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年11月24日から施行する。

公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年11月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量 (航空レーザ測量)

2 作業期間

令和3年11月8日から令和4年2月28日まで

3 作業地域

出雲市外 斐伊川中上流域

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和3年11月24日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

1 政党

国会議員関係政治団体の政党の支部

名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	1以上の市 町村等の区 域を単位と して設けら れる支部	
自由民主党島根県	高見 康裕	曽田 昇	出雲市矢野町941-4	衆議院議員	0	令和3年9月15日
第二選挙区支部						

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名称	代表者	音の氏名	会計員 氏名	責任者の	主たる事務所の所在地	届出年月日
有田康夫後援会	有田	康夫	有田	康夫	浜田市弥栄町木都賀イ811-11	令和3年10月4日
内田たくみ後援会	内田	卓実	内田	亜恵	安来市利弘町508-1	令和3年10月6日
たいゆう有志の会	桑原	寿之	田中	貫三	出雲市大社町北荒木489-3	令和3年9月29日
肥後孝俊後援会	肥後	孝俊	道下	文男	浜田市日脚町1028-2	令和3年9月24日
湯浅正志後援会	湯浅	春雄	湯浅	誘子	安来市九重町452	令和3年10月1日

島根県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和3年11月24日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

1 政党

(1) 国会議員関係政治団体の政党の支部

名 称	代表者	異動事項	異動	内	容	異動年月日
41 1/1	の氏名	共動事份	新		旧	英勤千万 I

| 自由民主党島根 | 竹下 | 亘 | 名称 | 自由民主党島根県衆議 | 自由民主党島根県第二 | 令和 3 年 9 月 14 日 | | 県衆議院支部 | 院支部 | 選挙区支部

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

	名	称	代表	者	異動事項		異	動	内	容		異動年月日
	41	の氏名		名	共到于只	新		旧		英 新 千 万 日		
É	由民主	E党島根	波多野	誠	代表者の氏名	波多野	誠		竹下	亘		令和3年9月21日
児	果衆議院	E 支部			公職の種類				衆議院	議員		
					(第1号)							

2 その他の政治団体

(1) 国会議員関係政治団体

名称	代表者	異動事項	異 動	内 容	異動年月日
	の氏名	共助于识	新	旧	共動千万口
高見やすひろ後	洲浜 繁達	代表者の氏名	洲浜 繁達	森山 健一	令和3年9月16日
援会					
山本誉後援会	植田 好雄	国会議員関係	政治資金規正法第19条	国会議員関係政治団体	令和3年8月10日
		政治団体の区	の7第1項第2号に係	以外の政治団体	
		分	る国会議員関係政治団		
			体		
		公職の候補者	山本 誉、衆議院議員		
		の氏名及び公			
		職の種類		_	
		(第2号)			

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者	異動事項	異 動	内 容	異動年月日	
4 柳	の氏名	共划争位	新	旧	英	
芦谷英夫支える	長谷川 清	代表者の氏名	長谷川 清	長谷川 亀太郎	令和3年9月1日	
会						
幸福実現党島根	三原 修一	代表者の氏名	三原 修一	田中 一隆	令和3年10月20日	
県本部		主たる事務所	出雲市大塚町691	松江市古志原六丁目10		
		の所在地		-31		
村上さだあき後	村上 定陽	代表者の氏名	村上 定陽	能美 育朗	令和3年10月1日	
援会						

島根県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年11月24日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日	İ
-----	--------	-------	---

第263号	島	根	県	報	令和3年11月24日

大多和安一後援会	大多和 安一	令和3年10月30日
公認会計士による竹下亘後援会	山川 博司	令和3年9月30日
政治結社誠導一靖会島根支部	角森 一雄	令和3年11月4日
税理士による竹下亘後援会	重本 泰徳	令和3年9月30日